

## 福井城址活用検討懇話会 設置要領

### (目的)

第1条 北陸新幹線大阪延伸を見据え、福井城址のあり方について協議し、福井城址に必要な機能について提言を行う。

### (名称)

第2条 本会議は、福井城址活用検討懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

### (検討事項)

第3条 懇話会においては、福井城址の利活用策およびその実現のために必要となる機能等について検討する。

### (構成)

第4条 懇話会は、知事が就任を依頼した委員で構成する。

2 懇話会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

### (運営)

第5条 懇話会に座長を置き、知事が選任する。

2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務局は、福井県地域戦略部交通まちづくり課に置く。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会に必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、令和2年9月3日から施行する。